

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	重要文化財の現状変更などの許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	文化財保護法第 43 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	文化財保護法第 43 条第 1 項・第 2 項 国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則第 8 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 (1) 重要文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 (2) (1)の「維持の措置」とは、次に該当する場合をいう。 ① 重要文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該重要文化財をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状）に復するとき。 ② 重要文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することは困難
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	重要文化財の所有者以外による公開の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	文化財保護法第 53 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	文化財保護法第 53 条第 1 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開承認施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することは困難
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可
処 分 権 者	教育委員会
根 拠 規 定	文化財保護法第 125 条第 1 項

< 審査基準／標準処理期間 >

基 準 規 定	文化財保護法第 125 条第 1 項・第 2 項 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 (1) 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 (2) (1)の「維持の措置」とは、次に該当する場合をいう。 ① 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。 ② 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ③ 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input type="checkbox"/> 設定 <input checked="" type="checkbox"/> 未設定
	事案ごとの裁量が大きく、標準処理期間を設定することは困難
備 考	（秋田県）市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 72 の 2 第 1 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日